

議案第 34 号

鎌倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次
のように定める。

平成20年9月3日提出

鎌倉市長 石渡徳一

(提案理由)

育児休業をすることができない職員の追加、再度の育児休業をする
ことができる特別の事情の追加及び部分休業の承認要件の緩和等
の規定の整備を行おうとするものである。

鎌倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「ほか、」の次に「職員が」を加え、「職員以外」を「当該職員以外」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（規則で定める職員を除く。）

第3条第1号中「又は出産したことにより、」を「若しくは出産したことにより」に改め、「該当したことにより」の次に「当該育児休業の承認が」を加え、同条第3号を次のように改める。

(3) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

第3条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものをお除く。）の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について規則で定めるところにより任命権者に申し出た場合に限る。）。

第5条第1号中「育児休業に係る子を職員以外」を「職員が育児休業により養育している子を当該職員以外」に改める。

第7条第3号中「部分休業をしようとする」を「職員が部分休業により養育しようとする」に改め、「部分休業により」を削り、「職員以外」を「当該職員以外」に改める。

第8条中「条例第17号」の次に「。以下「勤務時間条例」という。」を加え、「終り」を「終わり」に改め、「、1日を通じて2時間（同条例第7条第2項に規定する特別休暇として、生後満3年に達しない子を育てるための時間を承認されている職員については、2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について」を削り、同条に次の1項を加える。

2 勤務時間条例第7条第2項に規定する特別休暇として、生後満3年に達しない子を育てるための時間を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。